

パブリックコメント実施結果

案 件 名	水道料金・下水道使用料・し尿及び浄化槽汚泥手数料の改定素案について	提出意見に対する担当部局等の検討経過	
担 当 部 局	八雲町環境水道課	担当部局検討結果(案)の作成	令和6年10月1日～令和6年10月1日
意見募集期間	令和6年9月2日～令和6年9月30日	関係部局検討結果(案)の協議	令和6年10月1日
公 表 年 月 日	令和6年10月10日	※関係部局	地域振興課
意見提出者数	1件	町長決裁にて決定	令和6年10月7日

No.	町民意見の内容	回答内容(八雲町の考え方等)	意見反映の状況
1	<p>①水道事業及び下水道事業の収支については、大前提として独立採算収支経営しなければならないのであれば、当然純損益のマイナスが単年度に限らず今後も続くと見込まれるのであれば改善策として主収入源である料金を改定せざるを得ない事は理解します。</p> <p>そこで、どこの改善点に眼を向けて取り組むかがもっとも大切な事だと思います。</p> <p>今回提案された内容は、今回改定する事により、今後安定した収支になるつまりプラスになるというものではない事は、担当課も承知している事と思います。</p> <p>しかし、利用者に突然の大幅な負担となる料金改定は認めづらい事がわかっているので、今後も経営が厳しいのは分かっているても何も手を打たずに先延ばしするよりは、取り組む姿勢や利用者には少なくとも負担していただくというだけの事であり、水道事業・下水道事業の安定運営をする改定にはなっていません。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。以下のとおり回答いたします。</p> <p>①水道料金・下水道使用料については、平成26年度改定後、施設の適切な維持管理による施設の延命化、施設管理の委託などにより経費の削減に取り組むとともに、料金収納率の向上、滞納の解消に努めてきましたが、人口減少に伴う使用料収入の減収や光熱費・物価高騰、施設の老朽化による更新費用などの増加により、今後10年間の収支見込において、事業運営に必要な収益が確保できず、資金不足となる厳しい経営状況となることから、今回料金改定の実施という決断に至ったところであります。</p> <p>しかしながら、すべての資金不足分を料金改定で確保することは町民皆さまの負担が大きすぎることから、通常の業務運営に係る経費等必要最低限の資金を確保する料金改定とさせていただきました。</p> <p>料金改定を実施した場合でも純損益がマイナスの状況ではありますが、収支状況が改善され今後10年は安定した経営状況となる見込みで</p>	E

<p>このままでは、この事業の基本的な運営は10年後どのようなになっているのでしょうか？それが今回の改定案には見えません。</p> <p>それがなければこの事業の基本とはなんなののでしょうか？</p> <p>今回の改定は、根本的な改定にならず目先だけの改定で重要な問題点を見ず先に延ばしているだけでしょう。</p> <p>とは言え、担当課として町民に大きな負担をかけられないし、議会の理解を得なければならないというのは、もちろん理解するところです。</p> <p>②水道事業において、用途別料金が設定されていますが、一般用・浴場用・農工業用・臨時用と区別されていますが、一般用と農工業用の違いについて質問します。</p> <p>一般用とは、一般家庭において生活する上で使用する水道で、農工業用は、例えば、会社（法人）経営ではないが、仮に酪農業では、牛関係設備に使用する時は、一般用ではなく農工業用で契約し料金算定をし、工場のような場所での使用は、全般的に農工業用として取扱うのだと思います。では、水道使用契約当初は、一般用だったが、改修などする事なくそこが会社（法人）経営する場所となった又はその場所で日常の家庭生活をしている場合は、どのようなのでしょうか？そこまで担当課は不公平なく現状を把握しているのでしょうか？利用者まかせは不公平ではないでしょうか。</p> <p>③一般用で設備の口径により基本料金に差があるのは分かるような気がします、違いが良くわかりません。（コップ1杯の水の量は同じなのに）</p> <p>基本料金等の設定は、最初の時からの見直し等の改定をして来ていると思いますが、その時だけ都合の良い（利用者に突然大きな負担</p>	<p>すが、毎年の収支状況を分析し、5年を目途に検証を行っていきたくと考えております。</p> <p>今後、人口減少が進んでいく中で、安定した事業運営を行っていくため、引き続き費用抑制に努めるとともに、中長期的な経営状況を予測した上で、健全な経営を維持するための方策（施設更新事業の在り方、資金調達方法、料金・使用料の最適化等）や事業運営の効率化を図るため、国、北海道が推進する広域化・共同化などの新たな取組等についても検討をしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>②用途区分については、農工業の事業者を全て農工業用するものではなく、あくまでも利用者の届出による用途区分となっております。</p> <p>農工業用の基本水量については、口径にもよりますが料金改定後においても1月120m³以上使用しないと一般用の方が安価となりますので、利用者は利用状況に応じて届出しているものと考えますので、不公平ではないと認識しておりますので、ご理解願います。</p> <p>なお、農工業用の用途区分とする場合は、届出時に利用内容を確認し、区分の決定をしております。</p> <p>③口径が大きいほど一度に使える水の量が多くなることから、利便性が高いこと、また、水道メーター器の代金が高いことなどから施設の整備等にかかる経費をより多く負担していただく料金設定をしています。</p> <p>今回の料金改定については、現行体系を基本として、課題を整理し</p>
---	---

<p>をかけない) 改定をしてきていると推測してしまいます。</p> <p>④参考資料2情報提供は必要ないと思います。何かの参考になればという事かもしれませんが、今回の提案の趣旨を理解しなければならぬ上で、誤解する場合があります。(八雲町の問題なのだから)「まわりとそんなに変わらないから仕方ない」「まわりとこんなに違うのだ」と分かったとしても、八雲町本体の問題なので、参考する必要はないと思います。</p> <p>目先さけを見て考えて判断してしまう材料になる。特に議会には注意してもらいたい。</p> <p>資料は、全体的に難しく、記述が小さく大変見づらい。見たくなくなる。(関心を持たなくなる)</p> <p>資料の作り方については、全課の課題だと思います。</p>	<p>た改定となっております。</p> <p>水量の多寡に関わらず負担していただく「基本料金」と、使用水量の多寡に応じて負担していただく「超過料金」を組み合わせた料金制度は、施設維持管理費などの固定的な経費を基本料金、使用水量の多寡によって変動する動力費や薬品費などを超過料金で回収するなどの考え方であり、上下水道事業は、施設型の事業であることから固定的な経費の割合が高く、持続可能なライフラインを維持するためには、安定した事業収入の確保が求められることや、公平な負担という観点から、継続することが妥当であると判断いたしました。</p> <p>今後新たな料金体系については、将来に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>④参考資料2については、他市町等との水道料金・下水道使用料の比較を掲載しておりますが、他市町等の料金については町民皆さまの関心が高いと考え掲載をさせていただきました。あくまでも参考ではなく情報提供の一環として、掲載したものでありますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>資料については、町全体として今後も引き続き見やすい資料、分かりやすい資料の作成に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	
---	---	--

○意見反映の表記

- A : 意見に基づき案件に反映(修正)するもの B : 意見が既に反映されているもの C : 意見を案件に反映しないもの
D : 今後の参考とするもの E : その他(内容についての質問、感想、要望等)